



障害者総合支援法における 就労継続支援A型の現状等について

平成29年7月22日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
就労支援・調達推進係長
服部 剛

I 障害保健福祉をとりまく状況

人口ピラミッドの変化(1990～2060年)

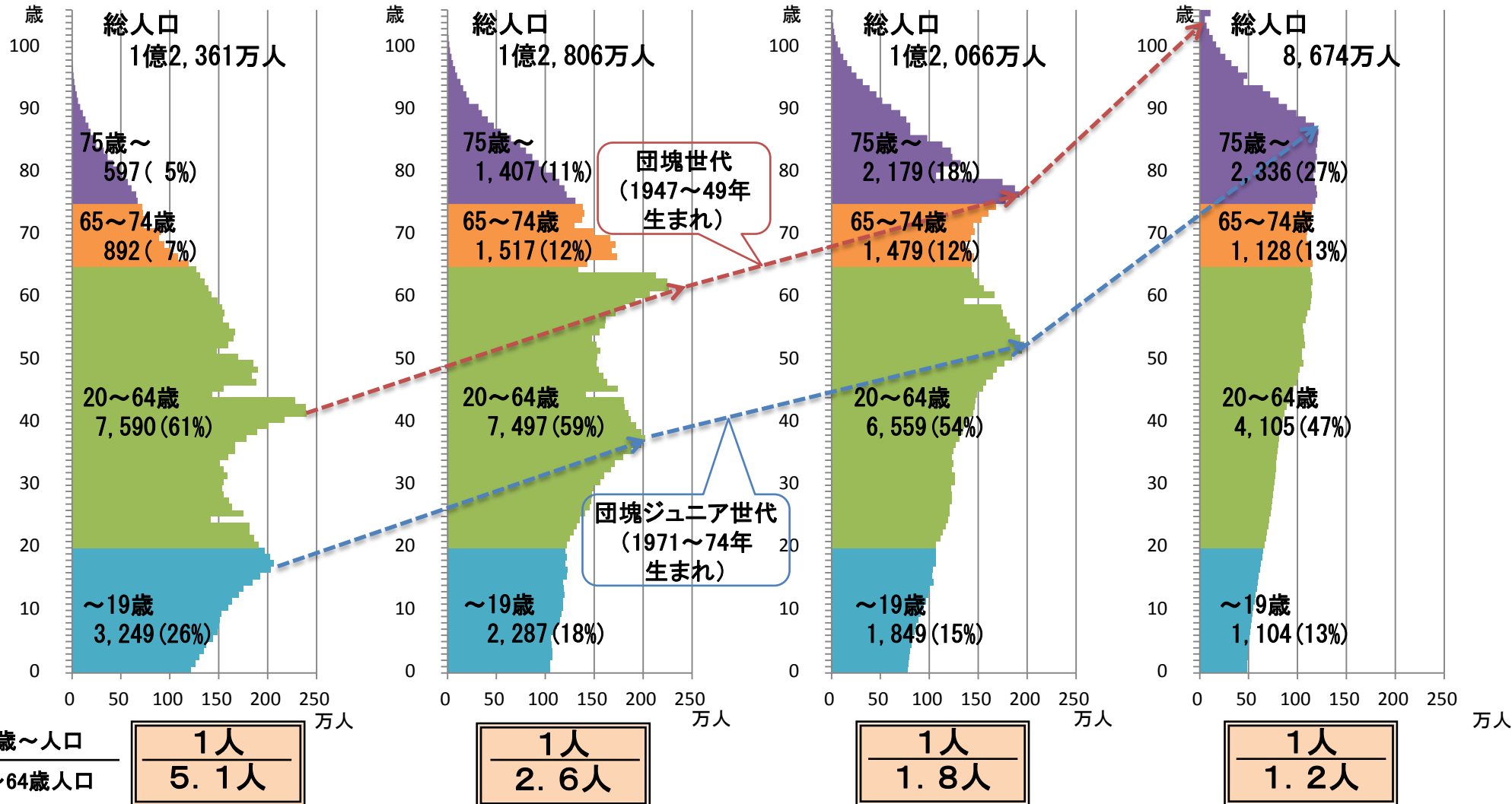
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

1990年(実績)

2010年(実績)

2025年

2060年



障害者の数

- 障害者の**総数は858.7万人**であり、人口の**約6.7%に相当**。
- そのうち身体障害者は392.2万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は392.4万人。
- **障害者数全体は増加傾向**にあり、また、**在宅・通所の障害者は増加傾向**となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 858.7万人(人口の約6.7%)

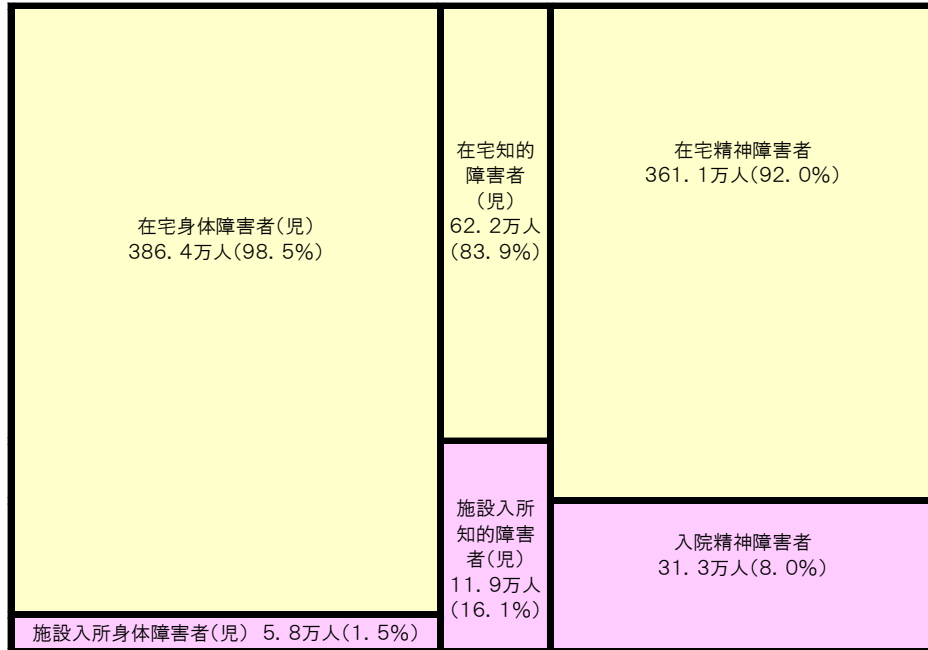
うち在宅 809.7万人(94.3%)

うち施設入所 49.0万人(5.7%)

身体障害者(児)
392.2万人

知的障害者(児)
74.1万人

精神障害者
392.4万人



(年齢別)

障害者総数 858.7万人(人口の約6.7%)

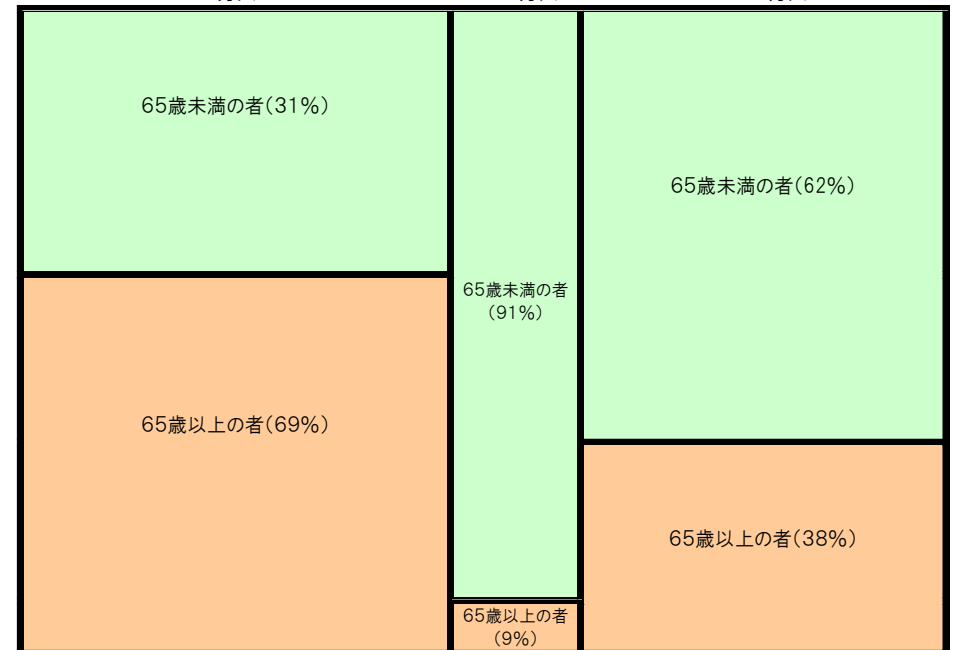
うち65歳未満 50%

うち65歳以上 50%

身体障害者(児)
392.2万人

知的障害者(児)
74.1万人

精神障害者
392.4万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成24年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

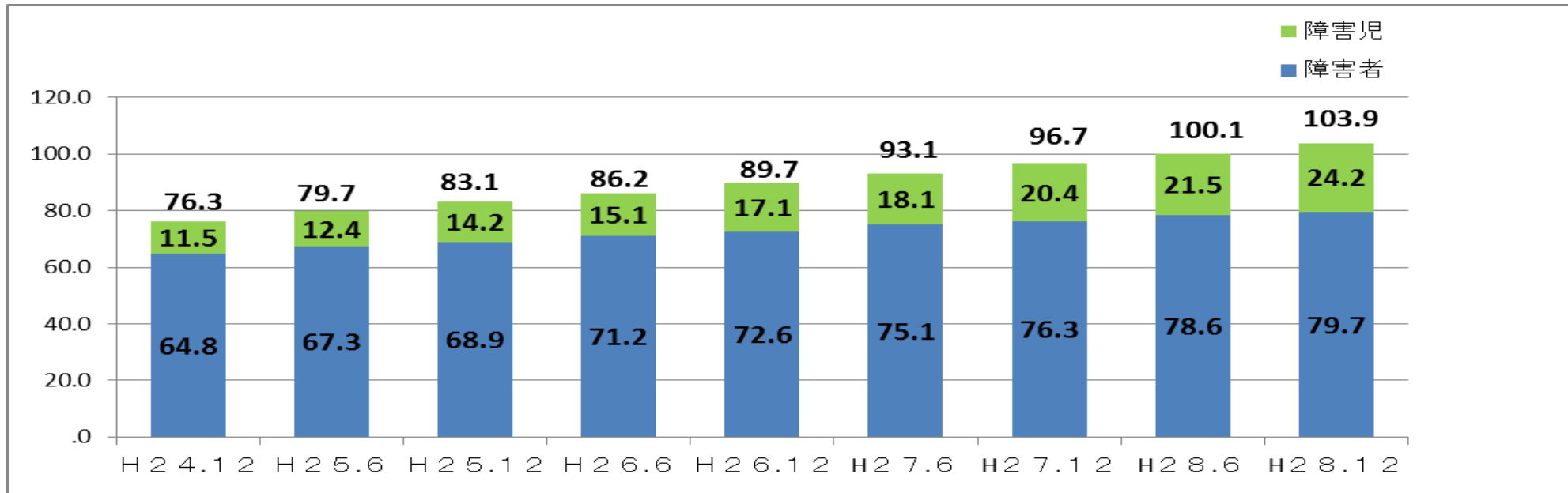
※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害者福祉サービス等における利用者数の推移(6ヶ月毎)

障害福祉サービス等の実利用者数は、全体で約103.9万人となっており、平成27年12月から平成28年12月にかけて、障害福祉サービス等の利用者数は全体で7.4%増加している。また、障害種別別にみると障害児の利用者数が17.6%、精神障害者の利用者数が8.7%と大きく増加している。

単位(万人)



○平成27年12月→平成28年12月の伸び率(年率)…… 7.4%

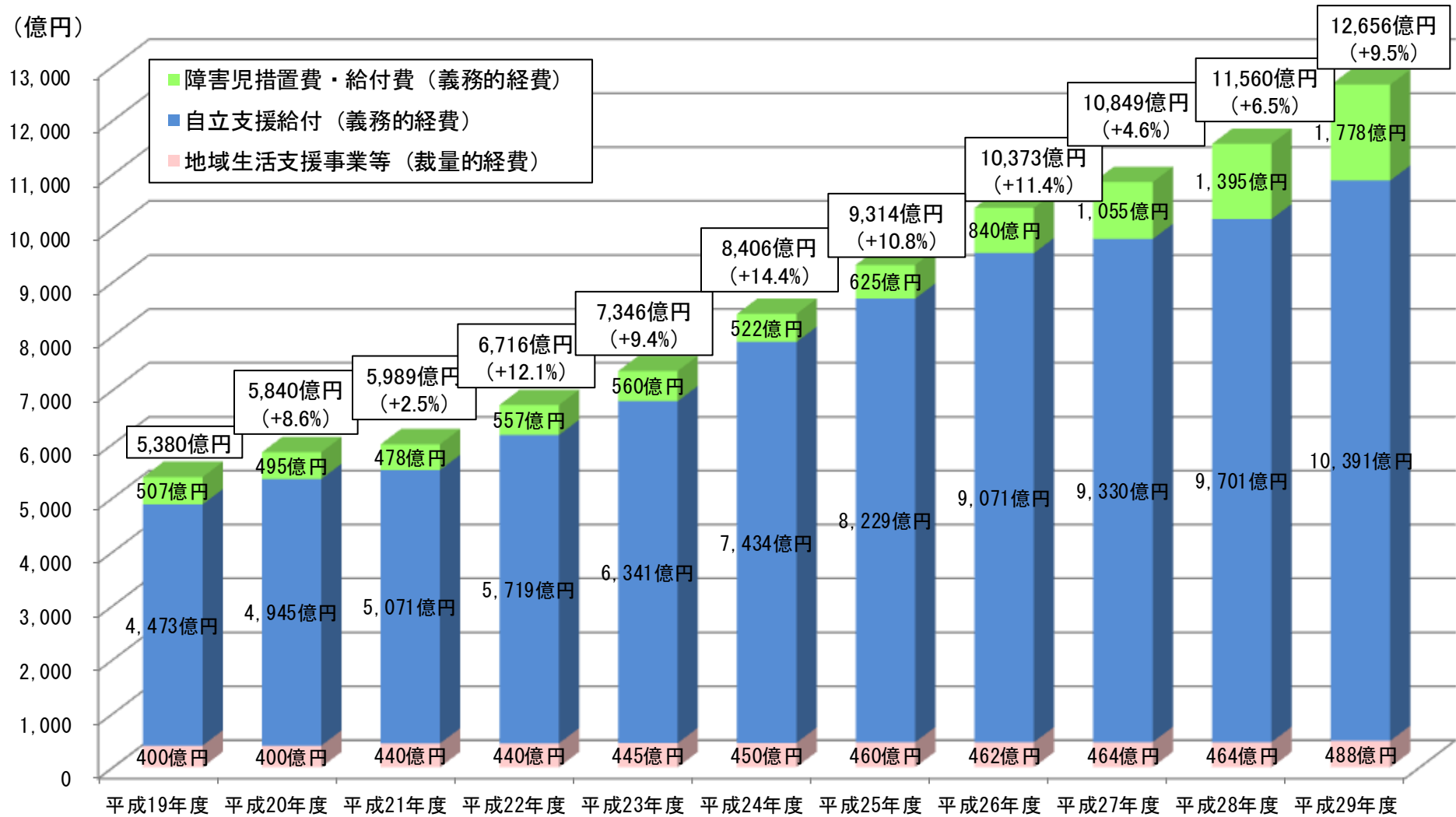
(28年12月の利用者数)

このうち 身体障害者の伸び率…… 1.9%
 知的障害者の伸び率…… 3.8%
 精神障害者の伸び率…… 8.7%
 障害児の伸び率…… 17.6%

身体障害者…… 21.3万人
 知的障害者…… 37.4万人
 精神障害者…… 19.2万人
 難病等対象者…… 0.2万人(2,097人)
 障害児…… 25.7万人(※)
 (※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で**2.4倍以上**に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

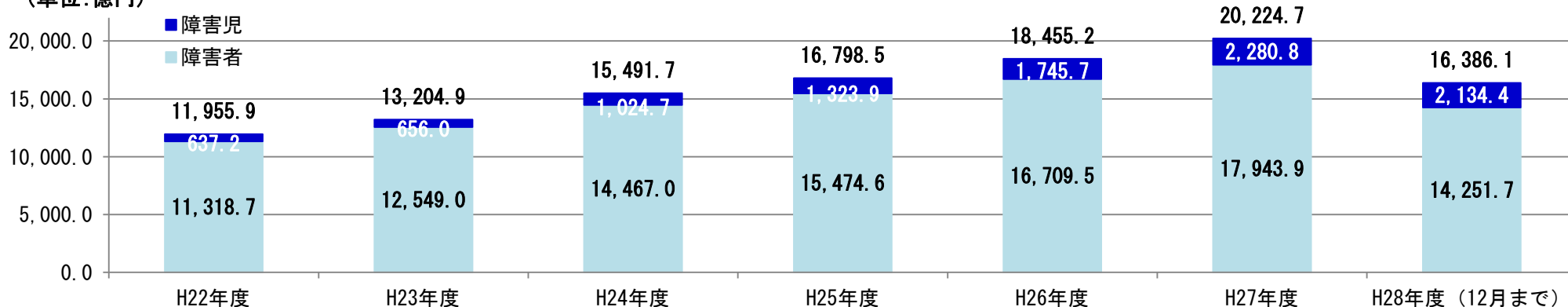
障害福祉サービス等における総費用額及び1人当たりの費用月額推移

障害福祉サービス等における総費用額は増加傾向にあり、平成26年度から平成27年度の伸び率は、全体で9.6%、障害者サービスで7.4%、障害児サービスで30.6%となっている。

また、一人当たりの費用月額をみると、新体系完全移行後の平成24年度以降、障害者サービス、障害児サービスともに増加傾向にある。

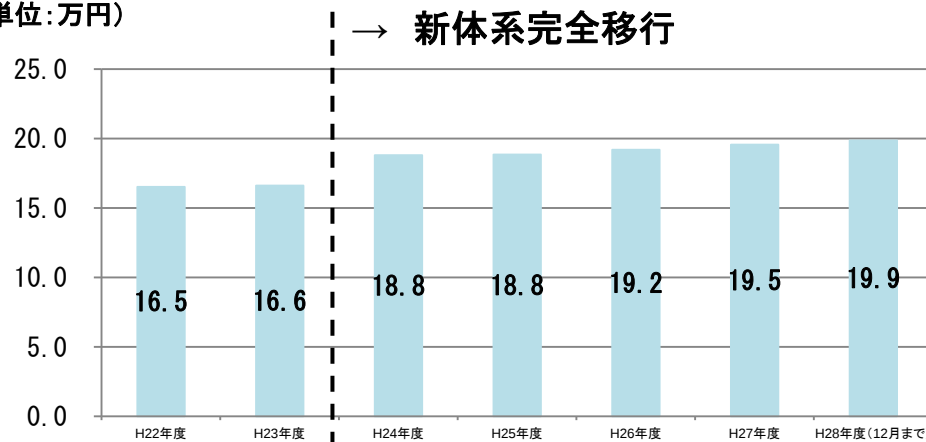
○総費用額の推移

(単位:億円)



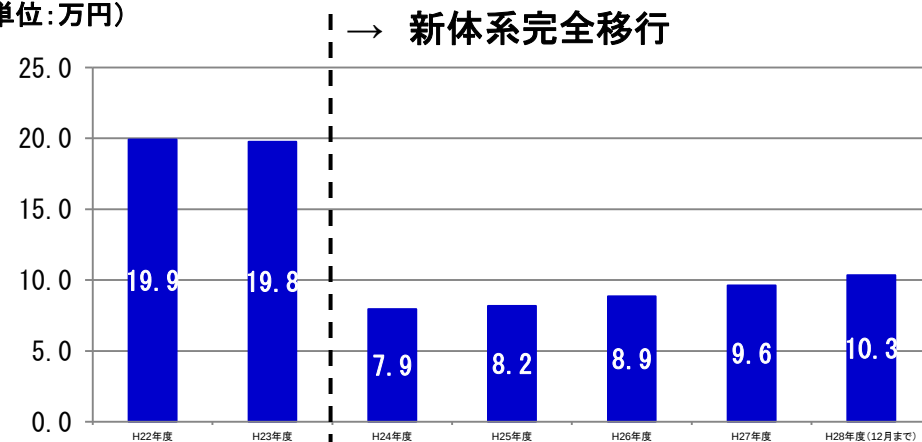
○1人当たりの費用月額の推移(障害者サービス)

(単位:万円)



○1人当たりの費用月額の推移(障害児サービス)

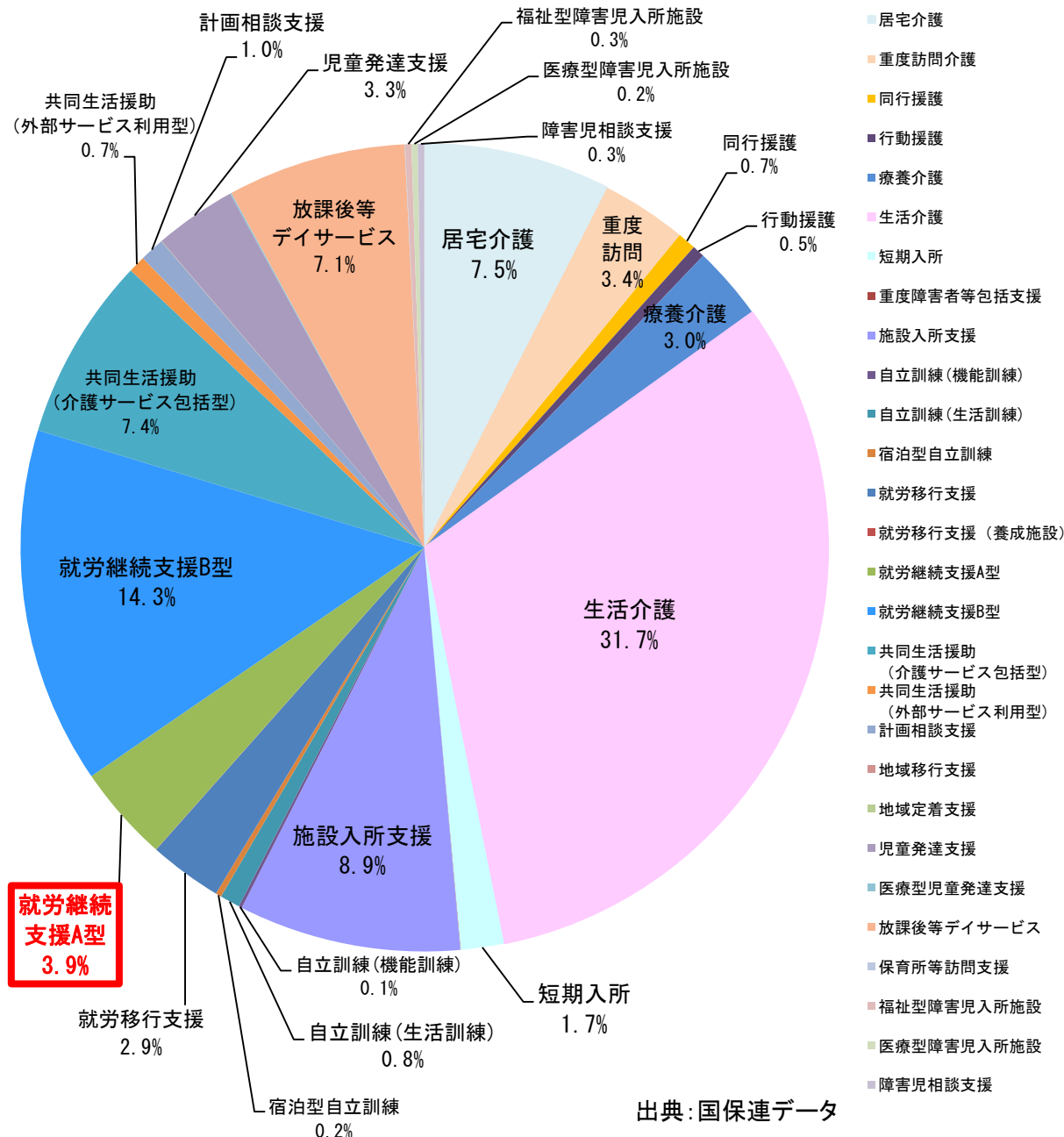
(単位:万円)



※ 一人当たりの費用額には計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は含まない。

障害福祉サービス等におけるサービス種別に応じた総費用額及び構成割合

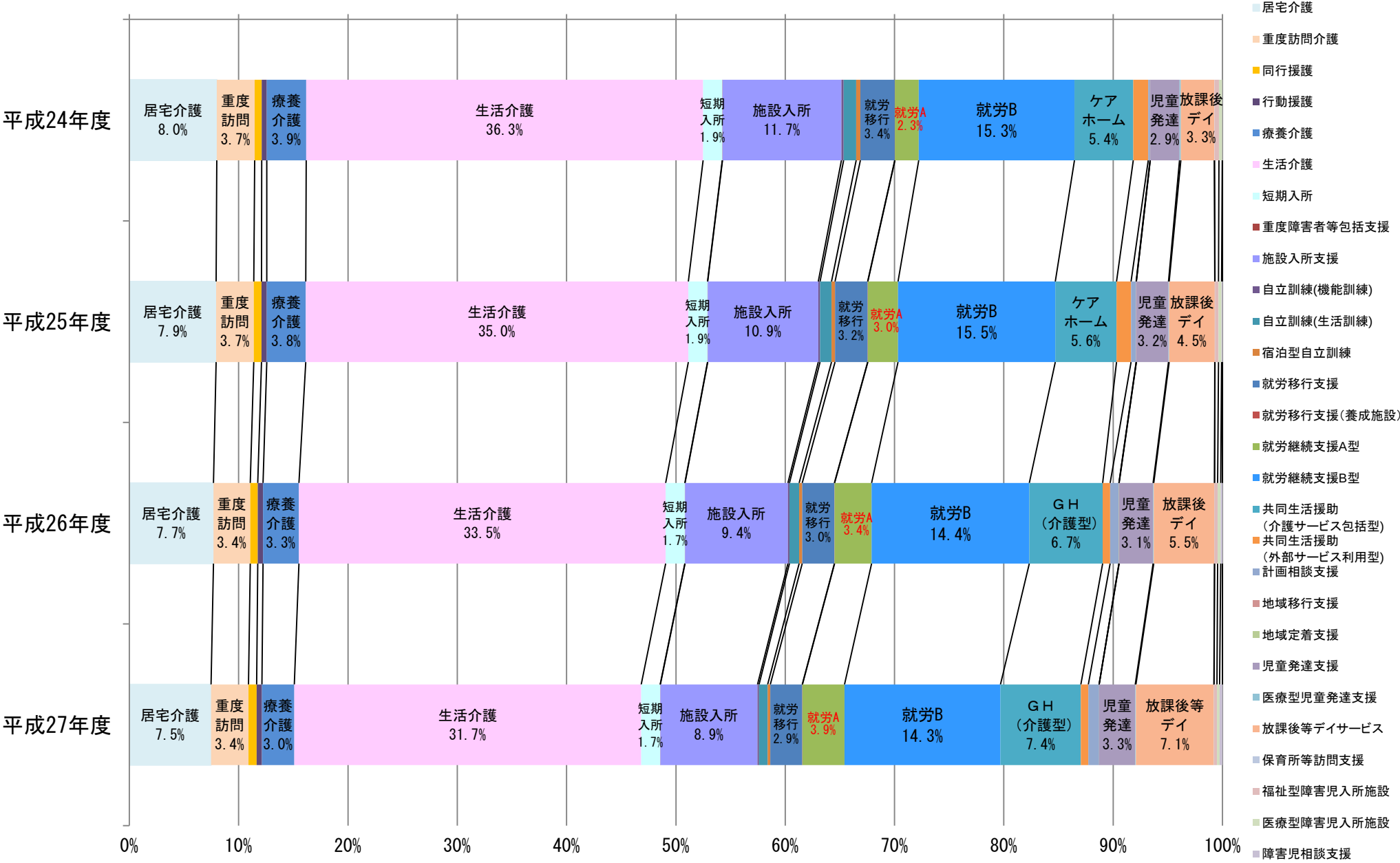
平成27年度	総費用額(億円)	
	金額	割合
居宅介護	1,513	7.5%
重度訪問介護	692	3.4%
同行援護	149	0.7%
行動援護	101	0.5%
療養介護	598	3.0%
生活介護	6,419	31.7%
短期入所	351	1.7%
重度障害者等包括支援	2.6	0.0%
施設入所支援	1,798	8.9%
自立訓練(機能訓練)	27	0.1%
自立訓練(生活訓練)	161	0.8%
宿泊型自立訓練	47	0.2%
就労移行支援	592	2.9%
就労移行支援(養成施設)	1.7	0.0%
就労継続支援A型	781	3.9%
就労継続支援B型	2,885	14.3%
共同生活援助(介護サービス包括型)	1,487	7.4%
共同生活援助(外部サービス利用型)	137	0.7%
計画相談支援	199	1.0%
地域移行支援	1.8	0.0%
地域定着支援	1.7	0.0%
児童発達支援	666	3.3%
医療型児童発達支援	11	0.1%
放課後等デイサービス	1,446	7.1%
保育所等訪問支援	4.2	0.0%
福祉型障害児入所施設	51	0.3%
医療型障害児入所施設	50	0.2%
障害児相談支援	53	0.3%
合計	20,225	100.0%



※ 端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

出典: 国保連データ

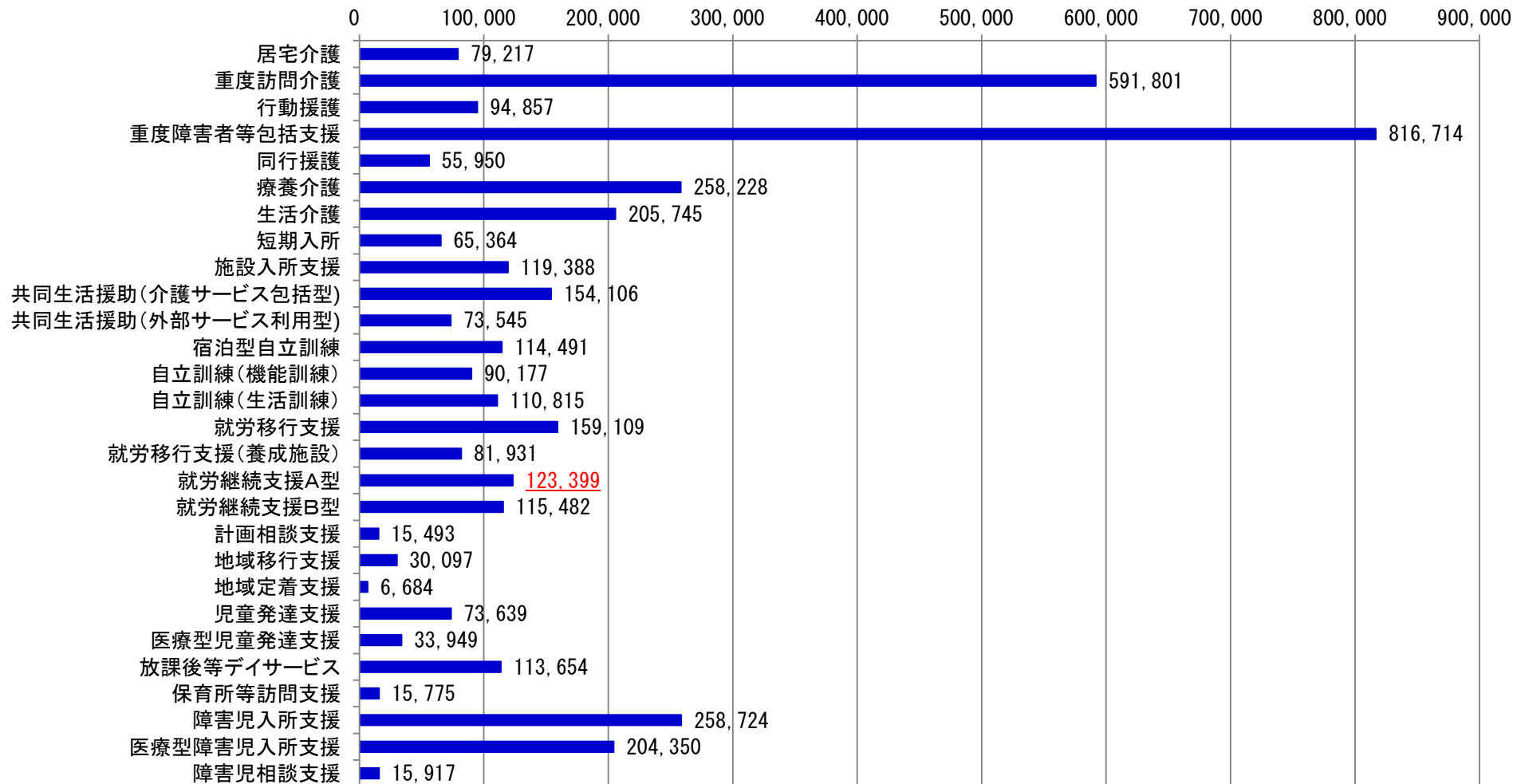
障害福祉サービス等におけるサービス種別に応じた総費用額の構成割合の変化（平成24年度～平成27年度）



障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた1人当たりの費用額(平成28年12月)

- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。

(単位:円)



過去の障害福祉サービス等報酬改定の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年改定	○良質な人材の確保 人材確保に積極的に取り組む事業所の評価(特定事業所加算等の創設) ○事業者の経営基盤の安定 児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し ○サービスの質の向上 医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮 ○地域生活基盤の充実 グループホーム等における手厚い世話人配置の評価、夜間支援の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進	5.1%
平成24年改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、処遇改善加算の創設により、引き続き処遇改善が図られる水準を担保 ○物価の動向等の反映 前回改定以降の物価の下落傾向を反映(▲0.8%) ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定(H24.4施行分) ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	2.0%
平成26年改定	○消費税対応(基本報酬＋加算)	0.69%
平成27年改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 ・個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応、障害者の就労に向けた取組等を一層推進 ・障害児支援について、支援の質を確保しつつ、重症児に対する支援等を充実 ○サービスの適正な実施等	0%
平成29年改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設	1.09%

Ⅱ 就労継続支援A型の現状等

就労継続支援A型

○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者（利用開始時、65歳未満の者）

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

基本報酬

就労継続支援A型サービス費（Ⅰ） 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援A型サービス費（Ⅱ） 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 26単位
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合

施設外就労加算 100単位
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

重度者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ） 22～56単位
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ） 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数 3, 596（国保連平成29年3月実績）

○ 利用者数 66, 025（国保連平成29年3月実績） 12

就労継続支援A型に係る法律上の規定

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

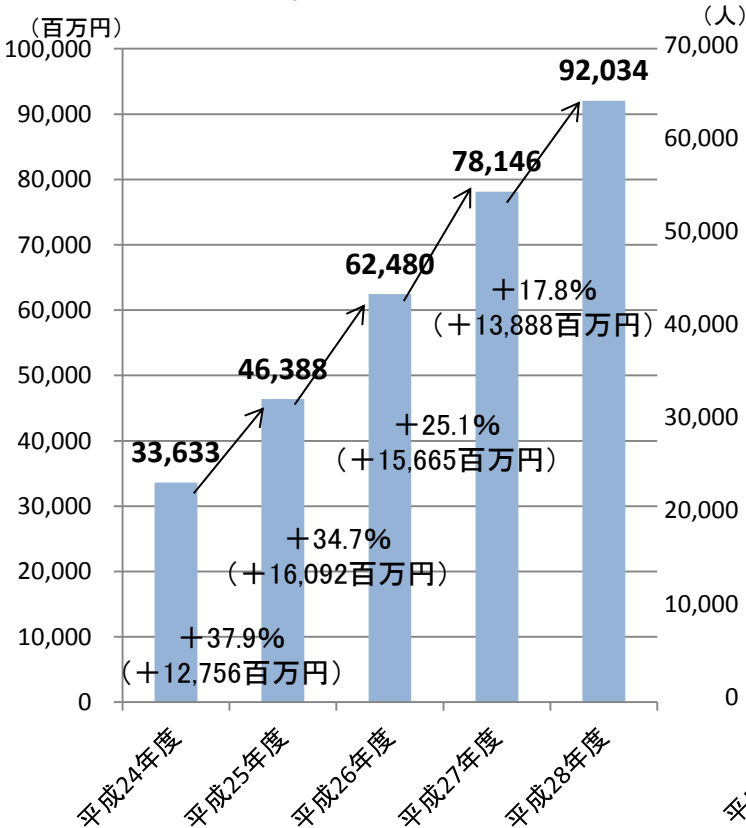
第六条の十 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

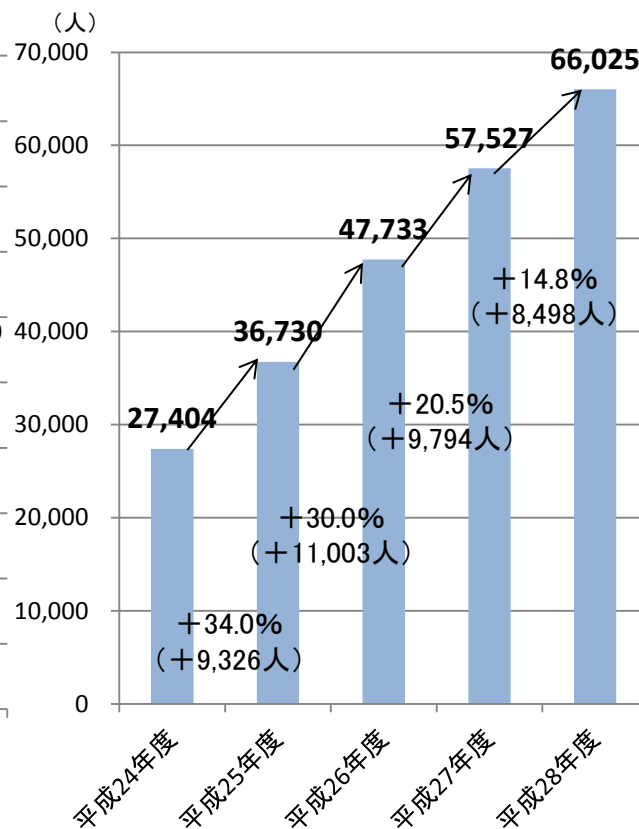
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の平成27年度費用額は約920億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約4.9%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年、大きく増加してきている。

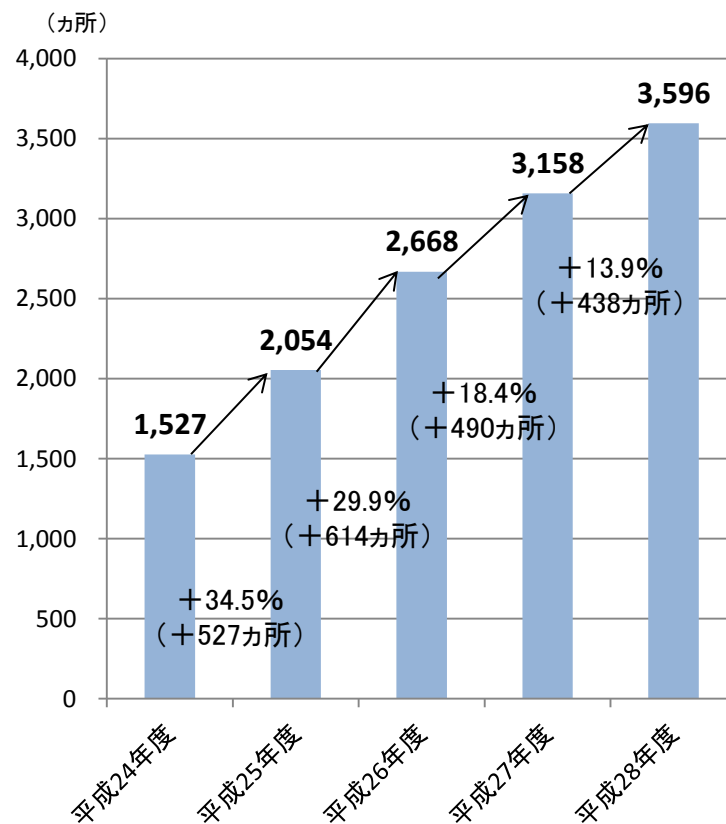
総費用額の推移



利用者数の推移



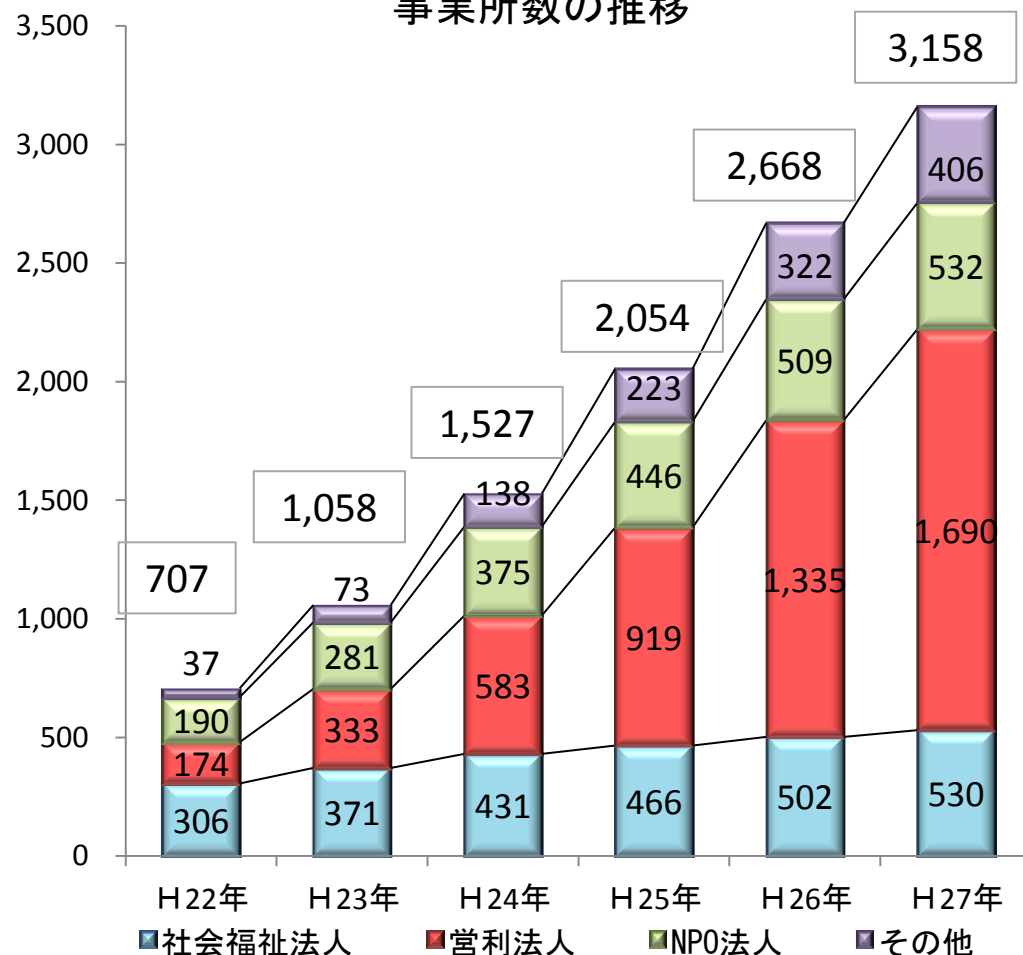
事業所数の推移



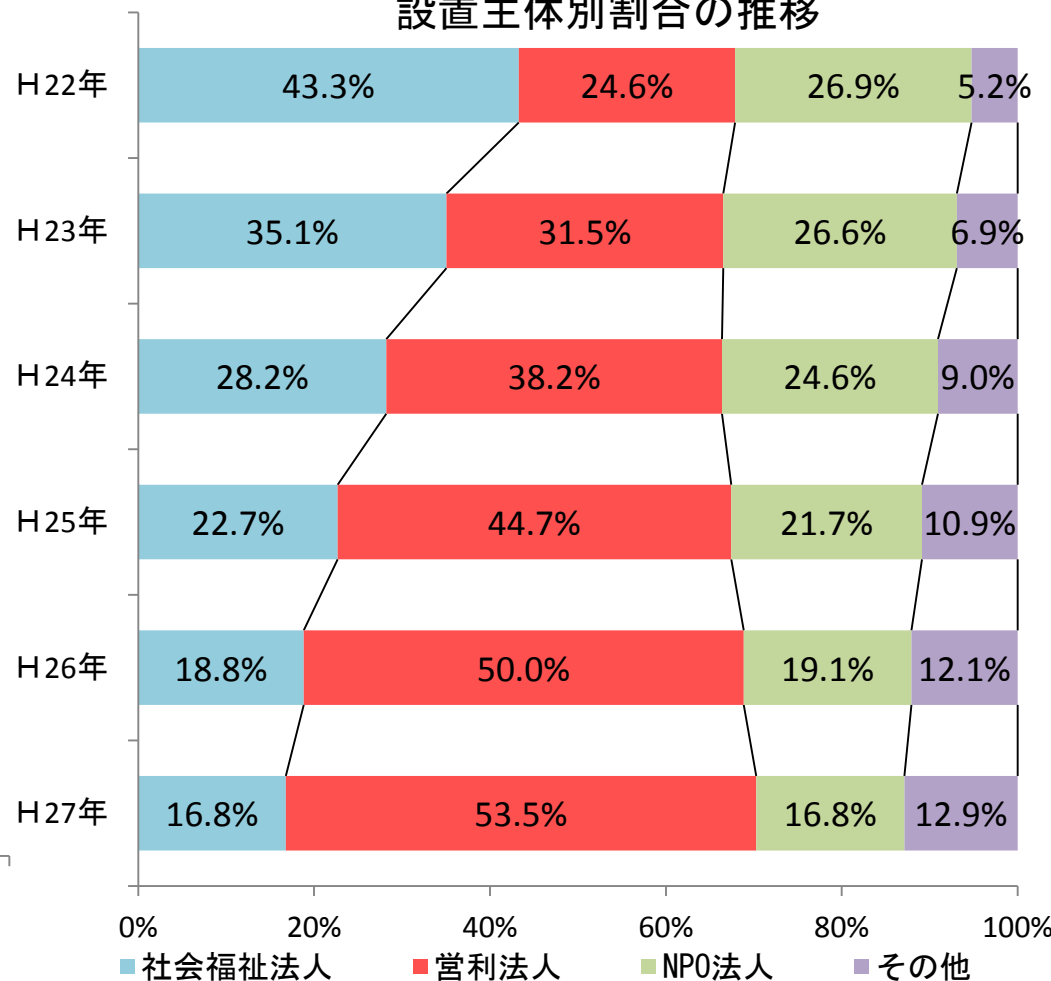
就労継続支援A型事業所の設置主体別の状況

- 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、営利法人が設置する事業所数が著しく増加している。
- 設置主体別の割合を見ると、平成27年度では、営利法人の割合が最も高く約5割となっており、社会福祉法人の割合は約2割となっている。

事業所数の推移

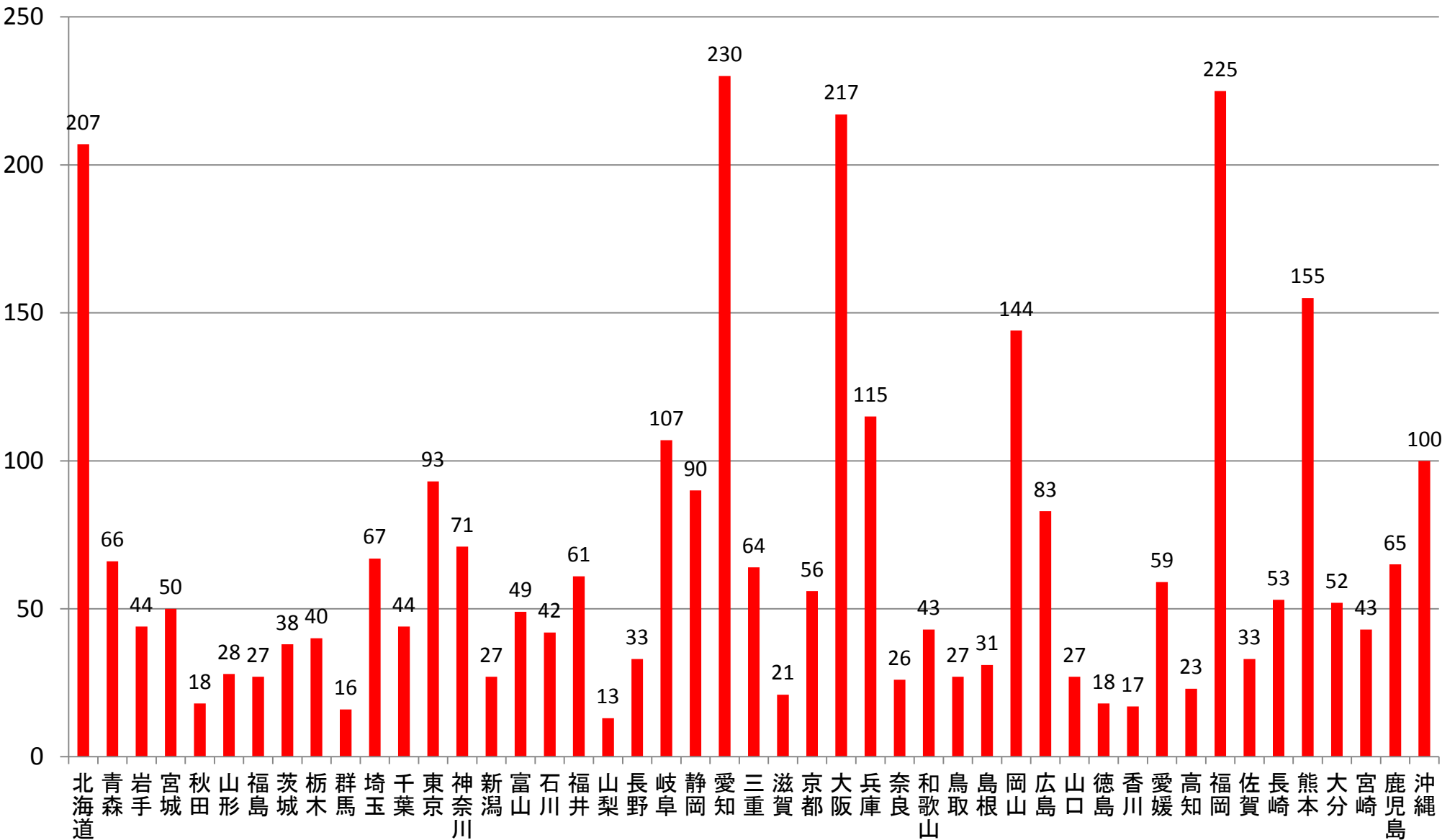


設置主体別割合の推移



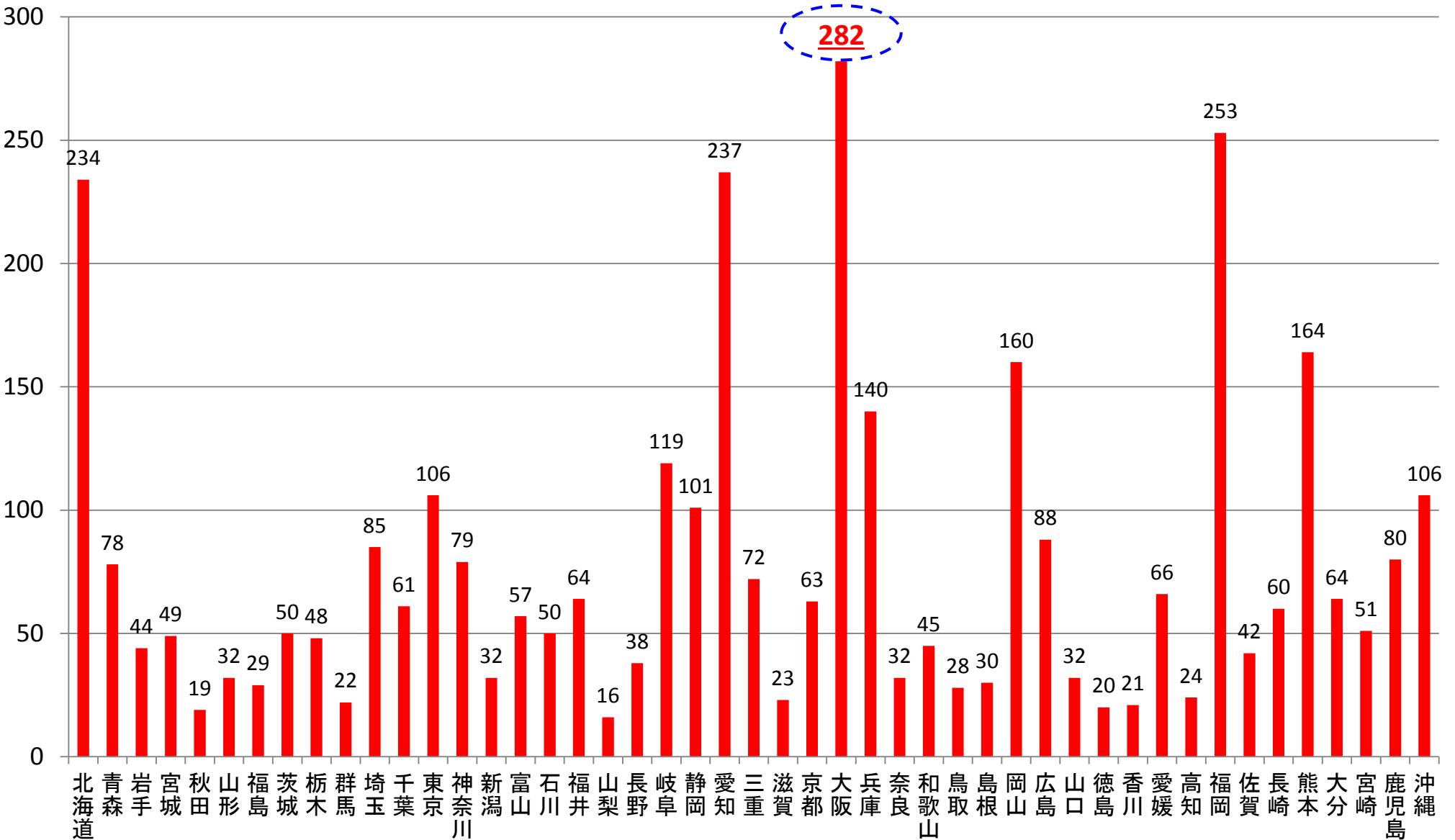
【出典】国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)

平成27年度都道府県別就労継続支援(A型)事業所数



【出典】平成28年3月国保連データ

平成28年度都道府県別就労継続支援(A型)事業所数

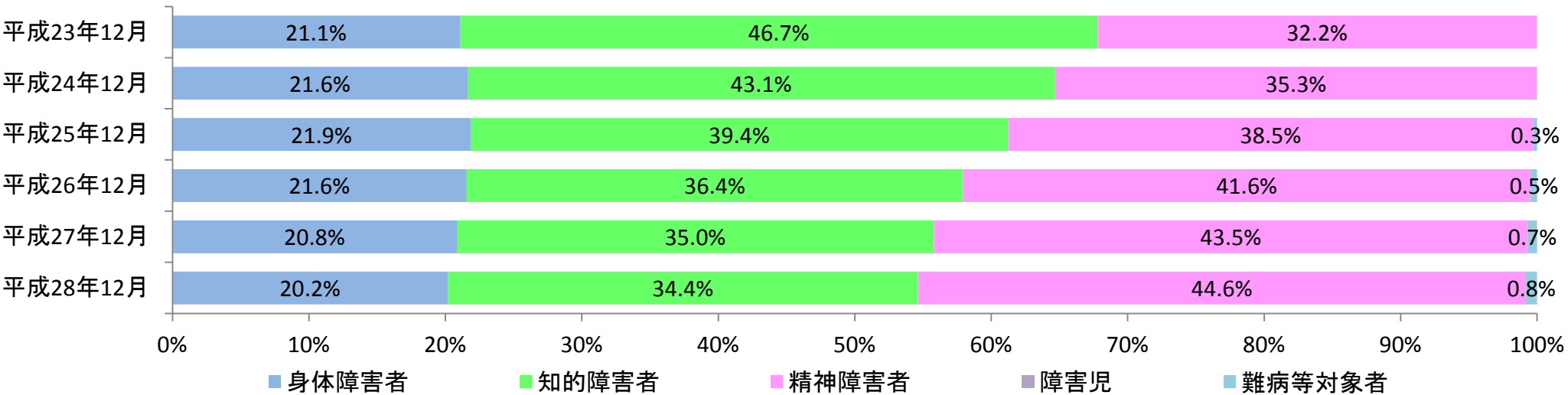


【出典】平成29年3月国保連データ

就労継続支援A型の障害種別の利用現状

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が4割を超えている。

利用者の障害種別の分布状況



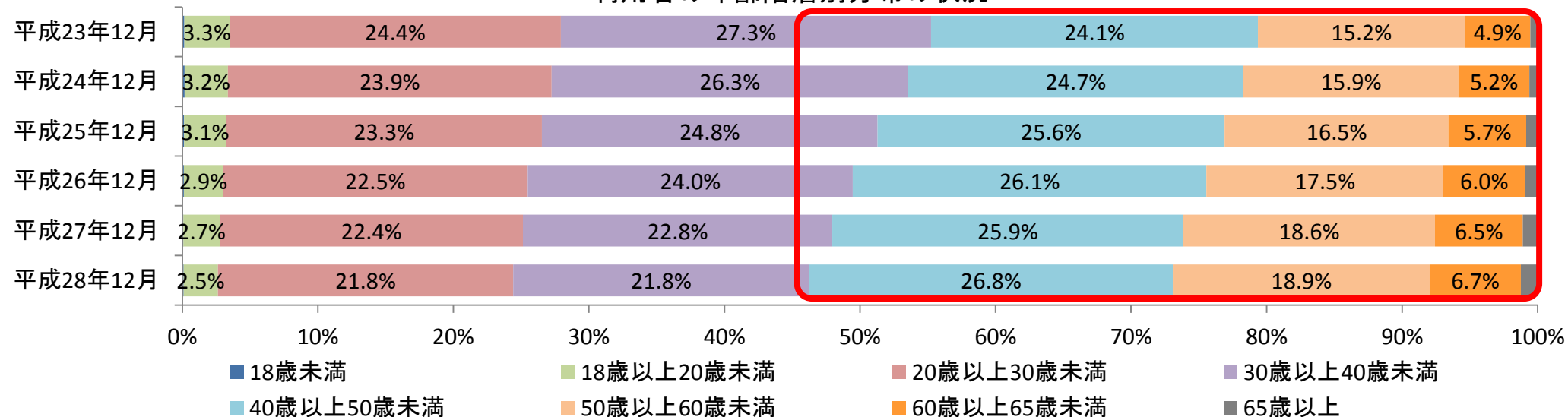
(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H23.12	3,711	8,231	5,667	5	—	17,614
H24.12	5,505	10,962	8,989	4	—	25,460
H25.12	7,562	13,627	13,317	8	90	34,604
H26.12	9,716	16,385	18,738	13	203	45,055
H27.12	11,519	19,327	24,059	7	367	55,279
H28.12	12,977	22,112	28,627	6	517	64,239

就労継続支援A型の年齢階層別の利用現状

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別分布の状況



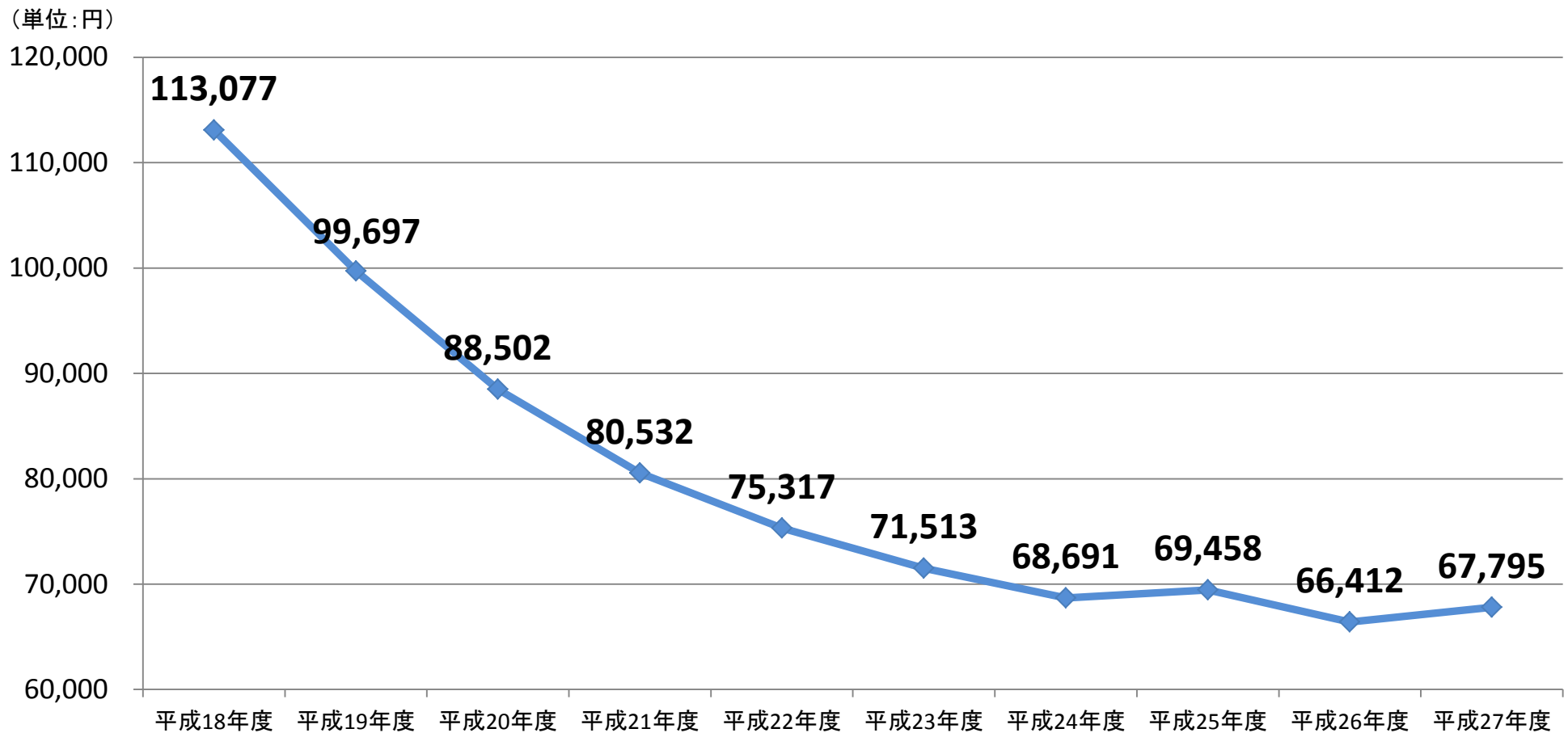
(単位:人)

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H23.12	27	588	4,303	4,812	4,249	2,685	855	95	17,614
H24.12	41	814	6,083	6,693	6,301	4,039	1,335	154	25,460
H25.12	47	1,072	8,060	8,569	8,861	5,716	1,988	291	34,604
H26.12	55	1,292	10,136	10,803	11,758	7,873	2,717	421	45,055
H27.12	42	1,489	12,360	12,619	14,310	10,273	3,583	603	55,279
H28.12	57	1,625	14,005	14,023	17,238	12,173	4,317	801	64,239

【出典】国保連データ

就労継続支援A型事業所における平均賃金の推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、減少傾向が続いている。

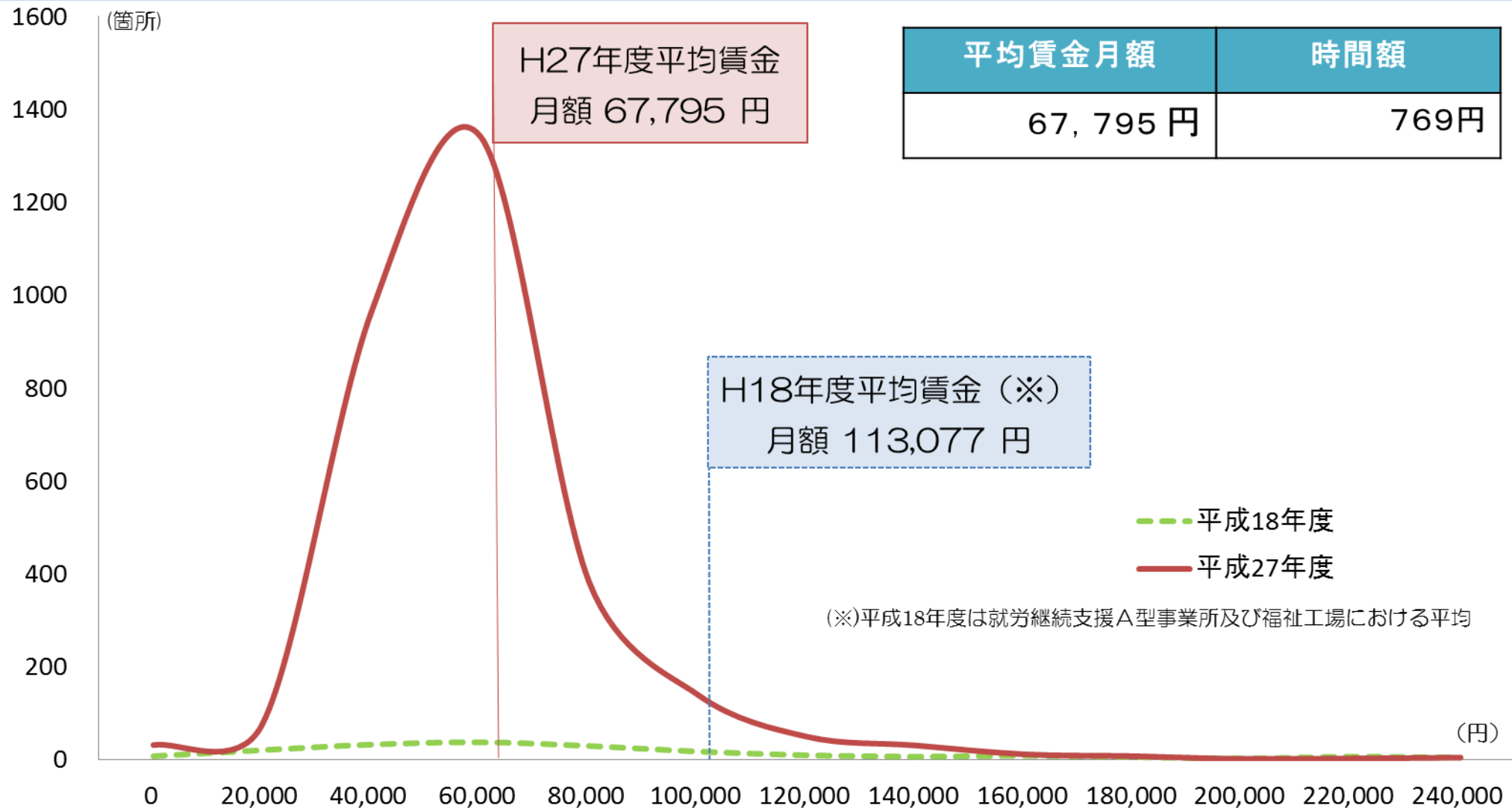


(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型における平均賃金の状況

- 平成27年度の利用者1人当たりの平均賃金月額は、67,795円と18年度と比べて約40%減少している。
- また、平均賃金を時給換算すると769円となり、同年度の最低賃金の全国平均798円と同程度となっている。



就労継続支援A型 都道府県別平均賃金の比較(平成26年度、平成27年度)

(円／月額)

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
北海道	59,137	60,515	102.3%
青森県	62,276	61,181	98.2%
岩手県	66,093	71,193	107.7%
宮城県	59,873	63,011	105.2%
秋田県	60,339	65,233	108.1%
山形県	66,477	63,996	96.3%
福島県	60,700	69,186	114.0%
茨城県	101,559	90,677	89.3%
栃木県	60,112	62,774	104.4%
群馬県	69,016	69,990	101.4%
埼玉県	77,462	71,648	92.5%
千葉県	63,191	65,129	103.1%
東京都	95,462	93,992	98.5%
神奈川県	73,554	79,313	107.8%
新潟県	58,421	62,006	106.1%
富山県	55,518	58,587	105.5%
石川県	61,321	64,524	105.2%
福井県	75,211	76,006	101.1%
山梨県	57,329	65,733	114.7%
長野県	76,714	80,977	105.6%
岐阜県	67,379	70,752	105.0%
静岡県	66,286	67,415	101.7%
愛知県	70,847	60,493	85.4%
三重県	63,420	66,280	104.5%

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
滋賀県	88,424	84,675	95.8%
京都府	83,465	87,558	104.9%
大阪府	33,008	48,508	147.0%
兵庫県	79,478	79,481	100.0%
奈良県	70,397	68,764	97.7%
和歌山県	88,806	90,790	102.2%
鳥取県	77,465	80,529	104.0%
島根県	82,438	82,238	99.8%
岡山県	68,649	72,017	104.9%
広島県	91,599	86,780	94.7%
山口県	76,974	77,741	101.0%
徳島県	57,493	59,700	103.8%
香川県	64,631	66,064	102.2%
愛媛県	61,144	62,693	102.5%
高知県	73,470	76,642	104.3%
福岡県	66,759	68,629	102.8%
佐賀県	83,360	83,611	100.3%
長崎県	77,786	79,068	101.6%
熊本県	60,904	62,485	102.6%
大分県	75,911	77,881	102.6%
宮崎県	54,467	57,595	105.7%
鹿児島県	60,846	59,801	98.3%
沖縄県	68,560	61,972	90.4%
全国平均	66,412	67,795	102.1%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

(社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日)

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金向上や一般就労への移行をさらに促進させるための取組を進めるべきである。また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援を強化するための取組を進めるべきである。

(就労移行支援)

- 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行うべきである。あわせて、支援を行う人材の育成(実地研修を含む。)や支援のノウハウの共有等を進めるべきである。

(就労継続支援)

- 就労継続支援については、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して就業の機会の提供等を行うこととしており、こうしたサービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべきである。

また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつけるべきである。就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。

さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、就労継続支援B型の利用希望者に対して本年度から本格実施されている就労アセスメントの状況把握・検証を行うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲を拡大していくべきである。

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく官公需に係る障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進については、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するものであることから、地方公共団体に対する調達事例の提供や調達方針の早期策定を促すなど、受注機会の増大が図られるよう、必要な取組を推進すべきである。

就労継続支援A型に対する平成28年度までの見直し概要

時期	対応内容
平成24年10月	○ 利用者のうち <u>短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（基本報酬の90%、75%）を創設</u> （平成24年度報酬改定）
平成27年9月	○ 指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ① <u>暫定支給決定の適正な運用</u> の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例） ➤ 就労機会の提供に当たり、 <u>収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難</u> である事例 ➤ 利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない、全ての利用者の <u>労働時間を一律に短時間</u> としている事例 ➤ <u>一定期間経過後に事業所を退所</u> させている事例
平成27年10月	○ 依然として短時間利用の問題が指摘されていることを踏まえ、 <u>短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（基本報酬の90%～30%）を強化</u> （平成27年度報酬改定）
平成28年3月	○ 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ① <u>暫定支給決定を要しない場合の基準（注）</u> を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼 ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼 （注）暫定支給決定を要しない場合は以下のとおり。 ・転居を伴う場合で転居後の事業所にアセスメント情報が引き継がれている。 ・就労移行支援利用後に就労継続支援A型の利用を希望する場合、移行支援事業所からアセスメント情報が引き継がれている。

基本部分			事業所数
1日の平均利用時間が1時間未満の場合 (基本報酬×30/100)	イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	9
		(2) 定員21人以上40人以下	1
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	3
		(2) 定員21人以上40人以下	0
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
1日の平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 (基本報酬×40/100)	イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	30
		(2) 定員21人以上40人以下	4
		(3) 定員41人以上60人以下	1
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	3
		(2) 定員21人以上40人以下	0
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
1日の平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 (基本報酬×50/100)	イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	46
		(2) 定員21人以上40人以下	5
		(3) 定員41人以上60人以下	1
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	5
		(2) 定員21人以上40人以下	0
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
1日の平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 (基本報酬×75/100)	イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	58
		(2) 定員21人以上40人以下	7
		(3) 定員41人以上60人以下	2
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	5
		(2) 定員21人以上40人以下	0
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	1
1日の平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 (基本報酬×90/100)	イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	153
		(2) 定員21人以上40人以下	32
		(3) 定員41人以上60人以下	5
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	9
		(2) 定員21人以上40人以下	2
		(3) 定員41人以上60人以下	0
		(4) 定員61人以上80人以下	0
		(5) 定員81人以上	0
【出典】国保連データ(平成29年1月サービス提供分)		総数	382

Ⅲ 就労継続支援A型の見直し

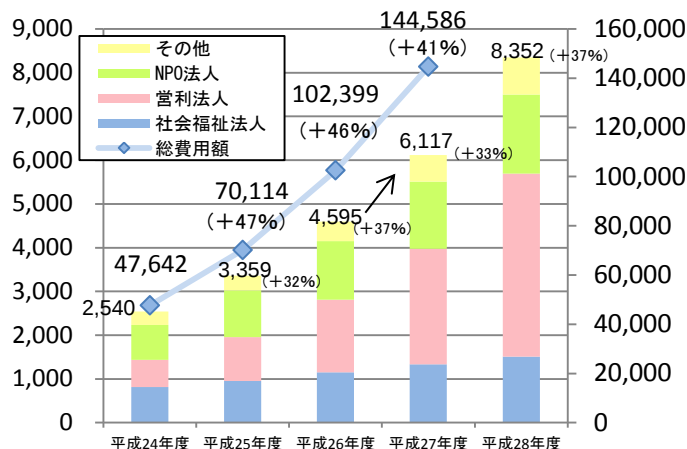
放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて（案）

平成29年1月6日第83回社会保障審議会障害者部会

<放課後等デイサービス>

- 総費用額(1,446億円)は、障害児支援全体の64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



※例えば、テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

見直し案

1. 障害児支援等の経験者の配置

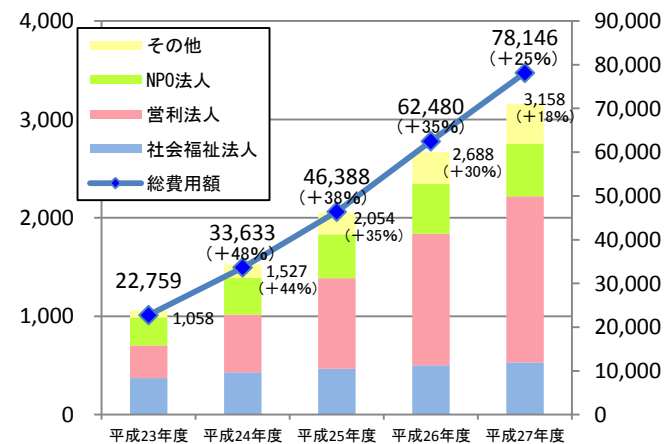
- ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
- ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に

2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け

<就労継続支援A型>

- 総費用額(781億円)は、障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移



見直し案

1. 就労の質の向上

- ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
- ② 賃金を給付費から支払うことは原則禁止

2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能に

就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要①

1. 障害者総合支援法施行規則の改正

○障害福祉計画と整合性のとれた新規指定の実施

現在、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスのうち、総量規制の対象となる日中活動系サービスは生活介護及び就労継続支援B型のみであるが、就労継続支援A型も総量規制の対象サービスとして加える。（施行規則第34条の20の改正）

→障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は、指定権者は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことが可能となる。

※障害者福祉計画の作成に当たっては、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、障害者等を含む幅広い関係者の意見を反映し策定することとなっている。このため、自治体に応じてサービス必要量は異なり、かつ、適正な就労継続支援A型事業の参入見込みがあればそれを見込んだサービス必要量とすることも可能。

【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項の申請は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）（抄）

（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要②

2. 指定基準(運営基準)の改正

○希望を踏まえた就労機会の提供

- 指定基準第191条(就労)に新たに、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。」を規定。
 - 指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画の作成を徹底。

○賃金の支払い

- 指定基準第192条(賃金及び工賃)に新たに、以下を規定し、就労の質の向上を推進。
 - ・「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」
 - 社会福祉法人会計基準や就労支援事業会計基準に規定されていたものを新たに指定基準として規定。当該指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。
 - ・「賃金の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」
 - 自立支援給付はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員等の人件費等に充てるものであり、賃金に充てることはできないことを規定。ただし、経営改善計画書を提出した事業所の経営改善期間中は、自立支援給付を充てても差し支えないこととしている。

○運営規程の記載事項の追加

- 現在、運営規程には、「事業の目的及び運営の方針」、「従業者の職種、員数及び職務の内容」、「営業日及び営業時間」等を定めることとなっているが、就労継続支援A型事業者における運営規程には、新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を規定する。

就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要③

3. 指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例(課長通知)

○個別支援計画の作成

個別支援計画の様式例を示すとともに、個別支援計画に記載すべき内容を提示。

(個別支援計画で記載すべき内容)

- ・利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

○経営改善計画の作成

生産活動に係る事業収入から最低賃金を支払えない場合には、経営改善計画書を提出。改善の見込みがない場合には、指定の取消等を検討。

○新規指定時の取扱い

新規指定時には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画になっていることを事業計画書の提出により必ず確認した上で、指定の可否を判断することを徹底。

○情報公表の推進

障害福祉サービスの情報公表制度については、平成30年4月から施行されるが、就労継続支援A型事業所は先行して、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、以下の情報を自治体のホームページで公表、又は事業所のホームページでの公表を促すことを各都道府県等に依頼。貸借対照表等を含めたNPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましい。

(情報公表を依頼している内容)

- ・貸借対照表、事業活動計算書、就労支援事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ・主な生産活動の内容
- ・平均月額賃金

就労継続支援A型事業所（新規事業所）の指導等の流れ

(就労継続支援A型事業を行う者)

都道府県等への申請

- ・ 人員基準を満たさないとき
- ・ 設備、運営基準を満たさないとき
- ・ 取消しから5年を経過していないとき 等

指定基準第192条第2項を満たす事業計画となっておらず、指定基準を満たすことが困難

指定の拒否
(法36条第3項)

指定

(法36条第1項)

半年後を目途に実地指導

・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時

・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

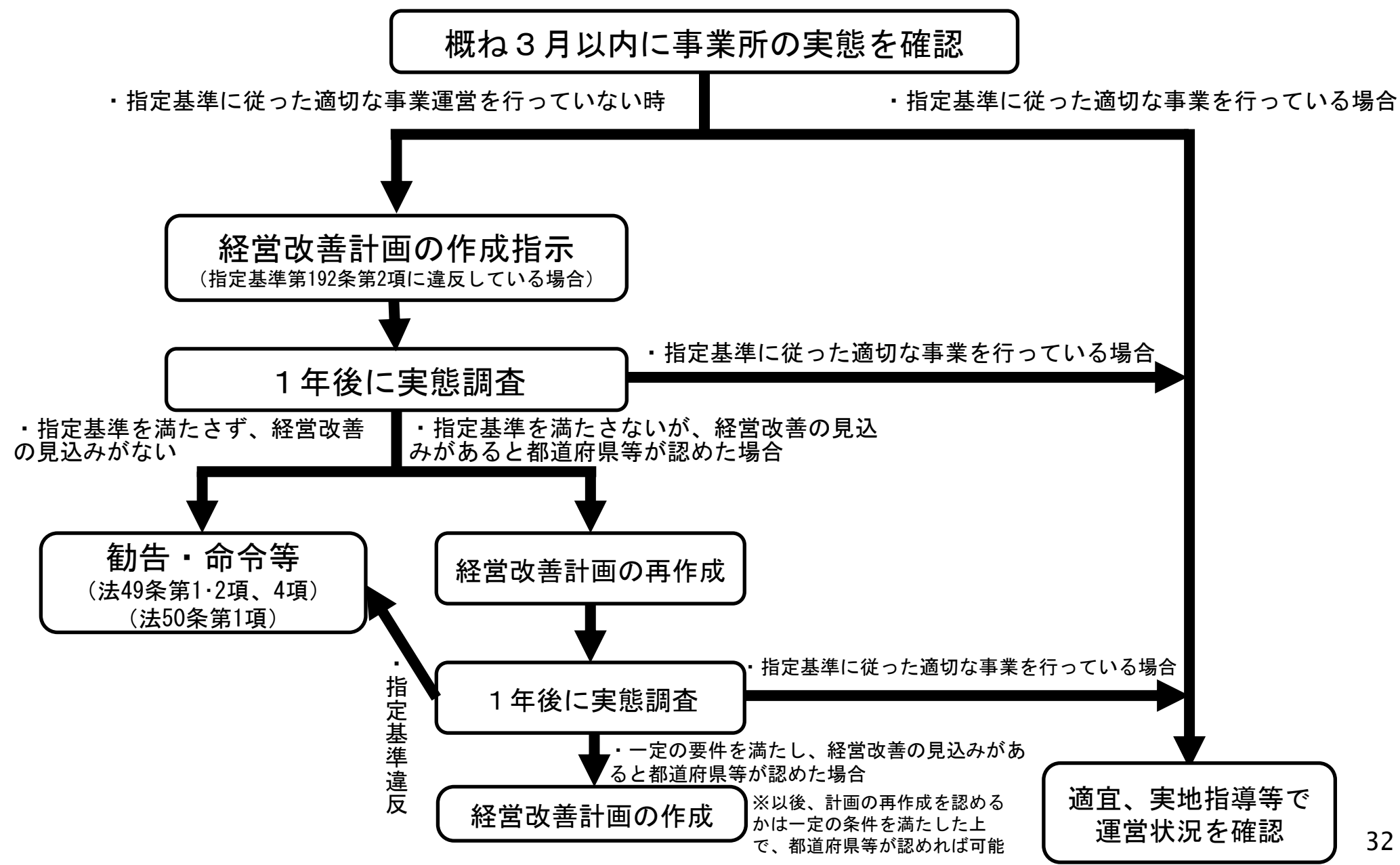
勧告・命令等
(法49条第1・2項、4項)
(法50条第1項)

経営改善計画の
作成指示

適宜、実地指導等で
運営状況を確認

・ 都道府県等が収益改善が見込めると認める場合
(以後、既存事業所と同様の取扱い)

(参考) 就労継続支援A型事業所（既存事業所）の指導等の流れ



事業者の責務等について①

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

第四十三条

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

事業者の責務等について②

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止し、又は休止しようとする理由
 - 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

IV 平成30年度報酬改定に向けて

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成30年度報酬改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

厚生労働省

主査

堀内厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

- ・企画課長
- ・障害福祉課長
- ・精神・障害保健課長
- ・障害児・発達障害者支援室長兼地域生活支援推進室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

井出 健二郎	和光大学教授
岩崎 香	早稲田大学人間科学学術院准教授
上條 博	横浜市健康福祉局障害福祉部障害支援課長
千把 幸夫	杉戸町福祉課長
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
平野 方紹	立教大学教授
二神 枝保	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

(敬称略、50音順)

※主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】

- (1) 各サービスの報酬のあり方について
- (2) 改正障害者総合支援法に係る対応等(新設サービス(自立生活援助、就労定着支援等)の報酬 等)
- (3) その他

【検討スケジュール】

平成29年5月
6月～11月

- ・検討チームの設置
- ・関係団体等からのヒアリング(注)、報酬改定に向けた議論(全16回程度、月1回～3回実施)
(注) 次の三つの視点を踏まえヒアリング
 - 視点1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対象方策・評価方法
 - 視点2 サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
 - 視点3 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

平成29年12月

- ・予算編成過程で改定率セット
※ 必要に応じて議論の状況を障害者部会に報告

平成30年1月、2月
平成30年3月
平成30年4月

- ・平成30年度報酬改定概要とりまとめ
- ・告示公布、関係通知発出
- ・施行

障害福祉サービス等報酬改定検討チームヒアリング団体一覧

- ・ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- ・ 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- ・ 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- ・ 一般社団法人全国重症児デイサービス・ネットワーク
- ・ 一般社団法人日本ALS協会
- ・ 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- ・ 一般社団法人日本自閉症協会
- ・ 一般社団法人日本精神保健福祉事業連合
- ・ 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- ・ 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・ 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
- ・ きょうされん
- ・ 熊本県
- ・ 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- ・ 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- ・ 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- ・ 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 公益社団法人日本看護協会
- ・ 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- ・ 公益社団法人日本精神科病院協会
- ・ 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- ・ 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・ 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合
- ・ 障害者自立支援法違憲訴訟団
- ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- ・ 全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・ 全国社会就労センター協議会
- ・ 全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- ・ 全国自立生活センター協議会
- ・ 全国身体障害者施設協議会
- ・ 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク
- ・ 全国手をつなぐ育成会連合会
- ・ 全国医療的ケア児者支援協議会
- ・ 特定非営利活動法人DPI日本会議
- ・ 特定非営利活動法人就労継続支援A型事業所全国協議会
- ・ 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- ・ 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- ・ 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- ・ 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

計:47団体(五十音順)